

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月二十七日奈良県指令建第九四―一二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月六日建第八三九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字奥田二八六番一、二八六番六、二八六番七及び二八六番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字小林三〇八番地の一

植田好秀